

発議第1号

心身障害者の医療費の助成に関する条例の一部改正について

心身障害者の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和4年2月18日提出

提出者	千葉市議会議員	盛田	眞弓
〃	〃	安喰	初美
〃	〃	栲澤	洋平
〃	〃	中村	公江
〃	〃	福永	洋
〃	〃	野本	信正

千葉県条例第 号

心身障害者の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例
心身障害者の医療費の助成に関する条例（昭和48年千葉県条例第
29号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第4号中「1級」の次に「又は2級」を加える。

附 則

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の第2条第1項第4号の規定は、この条例の
施行の日以後の治療に係る医療費の助成について適用し、同日前の治
療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

~~~~~

議 案 説 明

精神障害者保健福祉手帳の障害等級が2級である者に対し、医療費  
の一部を助成し、その者の保健と福祉の増進を図るため、条例の一部  
を改正しようとするものであります。

## 新旧対照表（心身障害者の医療費の助成に関する条例の一部改正）

心身障害者の医療費の助成に関する条例（昭和48年千葉市条例第29号）の一部を次のように改正する。

| 改正前                                                                                                                                                                              | 改正後                                                                                                                                                                                   |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第1条（略）<br>（定義）                                                                                                                                                                   | 第1条（略）<br>（定義）                                                                                                                                                                        |
| 第2条（略）<br>（1）～（3）（略）<br>（4）精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定による精神障害者保健福祉手帳（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する障害等級が1級<br><br>である者として記載されているものに限る。）の交付を受けた者 | 第2条（略）<br>（1）～（3）（略）<br>（4）精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定による精神障害者保健福祉手帳（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する障害等級が1級 <b>又は2級</b> である者として記載されているものに限る。）の交付を受けた者 |
| 2（略）                                                                                                                                                                             | 2（略）                                                                                                                                                                                  |
| 第3条～第10条（略）                                                                                                                                                                      | 第3条～第10条（略）                                                                                                                                                                           |

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

### 附 則

- この条例は、令和4年4月1日から施行する。
- この条例による改正後の第2条第1項第4号の規定は、この条例の施行の日以後の治療に係る医療費の助成について適用し、同日前の治療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。